

告 示

埼玉県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アウトレットモールリズム（大井苗間ショッピングセンター）

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

地元の住民生活に密着した業態転換について、近隣住民への十分な説明と合意形成を得ていただきたい。

所在地の近くに小学校があり、児童の登校時間に自動車での搬入や買い物客等の増加が予想されることから、店舗ならびに搬入業者へ交通安全の周知徹底を配慮願いたい。

建物から出る光に対して、近隣住民への配慮を徹底するよう努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十三年九月十三日から平成二十三年十月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター